



二五三	名称	製作者又は配給者	備考
二五四	名称	製作者又は配給者	備考
二五五	名称	製作者又は配給者	備考
二五六	名称	製作者又は配給者	備考

**福島県告示第七十九号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
しらかわ透析・内科クリニック	白河市北真舟一五二一パークシティ一〇四ビル二階	平成三十二年一月一日

高山歯科医院

白河市新白河三丁目一〇二

平成三〇年一

（こども・青少年政策課）

アクト調剤薬局 上保原店	伊達市保原町上保原字大木田三三四	同 日
だて薬局	伊達市坂ノ上二〇一	同 年 一 月 一 日

（社会福祉課）

**福島県告示第八十号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
べこう内科クリニック	岩瀬郡鏡石町中町（二二八、二二九、二二七）の各一部	岩瀬郡鏡石町中町二二九

（社会福祉課）

**福島県告示第八十一号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日

小野医院	岩瀬郡鏡石町中町二二八	平成三〇年九月一〇日
こくぶ調剤薬局 中町店	会津若松市中町二一八五	同 月三〇日
さくら薬局 湯川町店	会津若松市湯川町一五八	同 年一二月一四日
エール薬局 喜多方店	喜多方市字六枚長四三二一七	同 年一〇月三二日
薬局アップルケアネット保原店	伊達市保原町大泉字大地内二一四一	同 年九月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店 福島県会津若松市花春町二三七番地三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地一
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラ郡山店 福島県郡山市風景二丁目一四八番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラ福島店 福島県福島市丸子字広町一二番地一ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

**福島県告示第八十六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマ×ビックカメラ方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

**福島県告示第八十七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

**福島県告示第八十八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二四番地ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

**福島県告示第八十九号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ユニクロいわき平田 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか
  - 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。
  - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

**福島県告示第九十号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番地六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第九十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜字愛宕町七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第九十二号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル小名浜リスポ店 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番地四

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第九十三号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年二月八日から同年三月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

**福島県告示第九十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、豊岡地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年二月十二日から

同 年三月四日まで (二十一日間)  
三 縦覧の場所  
喜多方市役所

(農村計画課)

福島県告示第九十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成三十一年一月三十日作田前地区の県営農用地災害復旧関連区画整理事業に係る換地処分をした。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農地管理課)

福島県告示第九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 保安林の所在場所

相馬市蒲庭字狩野六八の三、六九の一、一〇六の一、一〇七、一一〇の一、一一一から一一三まで、一一四の一、一一七、一一八、一二〇の一、一二〇の三、一二二の一、一二二の五、一二二の七、字前迫四三の一、四四、四五、四六の一、四七、四八の一、四九、五〇の一、五一、五二、五四から五六まで、六七の一、六八の一、六九の一、七〇の一、七一、七二の一、七三、七四、七七、七九から八三まで、八四の一、八四の二、一〇七の一九から一〇七の二三まで、二九四の三

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第二十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格との 関係	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
825	混合有機質肥料	福島ぼかし1号	6.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ アグ リ株式 会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成34年2月18日

(農業総合センター)

公告第二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南会津町から南会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

**公告第26号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用プラウ除雪車（10t級トラック（ダンプ兼用）） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成32年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島空港事務所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年3月7日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成31年3月7日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成31年2月8日(金)から同年3月7日(木)まで(土曜日、日曜日及び同年2月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大ききの用紙22枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月19日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成31年2月19日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年3月26日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport Snowplow (10t Grade truck (with dump ability)) 1unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 26 March 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 March 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第27号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成31年2月8日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙 A 4（2,500枚入） 予定数量 32,000箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成31年3月6日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成31年3月6日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成31年2月8日（金）から同年3月6日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成31年2月19日（火）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成31年2月19日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成31年3月22日（金）午後1時10分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
計算式  $(\text{契約単価} \times \text{予定数量} \times 1/2 \times 1.08) + (\text{契約単価} \times \text{予定数量} \times 1/2 \times 1.1)$

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8（平成31年10月1日以降に係る部分は100分の10）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、納入日が同年9月30日以前であるとして見積もった契約希望金額の108分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4Size Copy Paper (2,500Sheets) 32,000Cases

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:10 p.m., 22 March 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 March 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

## 公告第28号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成31年2月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

ノート型パソコン（福島県職員用）Ⅱ 56台

## 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号

## 3 落札者を決定した日

平成31年1月11日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号

## 5 落札金額

4,003,776円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年11月26日

(入札用度課)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号若しくは第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成三十一年一月二十八日次のとおり指定した。

平成三十一年二月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の 所在地
地域密着型特別養護老人ホームさつき の郷	西白河郡泉崎村大字泉崎字笹立山七番地一

#### 福島県選挙管理委員会告示第二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第六十一条第一項又は第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名 称を変更した旨の届出があった。

平成三十一年二月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
いわき市立総合警城共立 病院	いわき市医療センター	平成三〇年二月二五日

### 福島県収用委員会

#### 福島県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の

収用及び使用について平成三十一年一月三十一日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成三十一年二月八日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 真也

- 一 起業者の名称  
福島県
- 二 事業の種類  
請戸漁港海岸請戸地区海岸改修工事（福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保地内から同町大字請戸字明神前地先海浜地まで）
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

所在地番	地 目		登記記録	実測	収用又は使用しようとする土地の面積（平方メートル）
	登記	現況			
福島県 双葉郡 浪江町 大字請 戸字東 迎	二四番	畑	畑	二八三	二八一・六 一七八・八六 使用の部分 二七・三七

- 四 裁決手続の開始を決定した土地の使用方法及び使用期間
  - 1 使用方法  
堤防基礎工等を設置するに当たり隣接する土地を掘削するための一時使用
  - 2 使用期間  
明渡し期限の翌日から一年間
- 五 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住 所
志賀 清司	東京都板橋区蓮根二丁目四番一〇号 蓮根寮二二一

- 六 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類

氏名	住 所	権利の種類

星 猪 江 代 組 い 光 狩 尻 表 合 わ 彦 正 次 理 事 信 弘 郎 事 用	福 島 県 い わ き 市 小 名 浜 花 畑 町 二 番 地 の 五	根 抵 当 権
--	-------------------------------------	---------